

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	公的給付支給等に関する個人番号利用事務に係る特定個人情報保護評価（基礎項目評価）の実施結果と庁内連携及び情報連携について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第2号

令和4年9月9日に開催された国の物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付することとされ、給付金の支給に必要な経費については、令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費を使用することが令和4年9月20日に閣議決定された。これを受けて、区においても、令和4年9月30日において、区の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和4年度分特別区民税が非課税である世帯等の世帯主に対して、1世帯あたり5万円の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下、「本給付金」という。）を支給する。（本事業等については、令和4年度第1回本審議会承認・了承済。）

本給付金は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）における特定公的給付に指定され、特定公的給付の支給に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下、「番号法」という。）における個人番号利用事務である。

これに伴い、特定個人情報保護評価の実施を行うとともに、本給付金を迅速かつ正確に支給するために、受給資格判定等の事務処理に必要な情報について庁内連携及び他自治体等との情報連携を行う。

#### 1 新たな個人番号利用事務（資料16-1のとおり）

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務

#### 2 特定個人情報保護評価の実施結果（資料16-2のとおり）

番号法に基づき、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務について特定個人情報保護評価を実施し、基礎項目評価の実施が義務付けられた。

そのため、「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」第5条の規定に基づき、当該特定個人情報評価書を個人情報保護委員会へ提出する。

#### 3 庁内連携を行う情報項目（資料16-3のとおり）

庁内連携とは、同一機関（新宿区）内において「複数事務」間の特定個人情報（個人番号＋個人情報）のやり取りを行うものである。

#### 4 情報連携を行う情報項目（資料16-4のとおり）

情報連携とは、国、自治体及び行政機関等の中で情報提供ネットワークシステムを介して、行政手続きに際し、必要となる情報を取り交わすものである。

#### 5 対象者数

83,552人（令和4年9月30日時点）

## 6 その他

本給付金は、新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、生活の支援を行うために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定により、国の個人情報保護委員会へ届出書の提出前に事務を開始する。